　　　　　　　　政府調達に関する苦情の処理手続要綱細則

平成１２年　４月　１日

平成２６年１０月　７日（改正)

平成３１年　２月　１日（改正)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　３年　６月２５日（改正）

福島県知事決定

１．苦情の申立てについて

(1)提供を行うことが可能であった者の定義

政府調達に関する苦情の処理手続要綱（以下「要綱」という。）第三の一の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、　次に掲げる者をいう。

①　入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

　ア一般競争入札に参加した者

イ指名競争入札に参加した者

ウ随意契約手続に何らかの対応をした者

②　入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

ア調達手続に違反があったため、入札に参加しなかった者

イ調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

ウ入札参加資格手続において参加を認められなかった者

③　入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2)苦情の申立て

要綱第三の一の規定に基づく書面は、参考様式１とする。

(3)協議の終了

要綱第三の二の規定に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による 通知をもって打ち切ることができる。

(4)協議の期間の取扱い

要綱第三の二の規定に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、 協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間 から除外する。

２．参加者について

(1)参加の意思の通知

要綱第五の三の規定に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面 （参考様式２）をもって通知しなければならない。

(2)参加の通知の取り下げ

1. 要綱第五の四の規定に基づく取下げは書面をもって行わなければならない。

②　福島県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、取下げがあった　　　場合には、当事者に対し遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならな　　　い。

３．苦情の検討の手続について

(1)郵送に係る苦情申立ての期限

要綱第六の一の規定に基づく苦情申立ての書類が郵送により提出された場合には、そ　の郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭で ない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相　当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

(2)１０作業日の緩やかな解釈

要綱第六の三の規定に基づく苦情申立ての却下については、１０日間では判断困難な こともあり得るので、申立て後「１０作業日」以内に却下することを原則とするが、個　別事情に応じあくまでも例外的措置として「申立て後１０作業日」を超えた場合も却下　することができる。

(3)誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は委員会が誤って所定の期間より長い期間を苦情申立期間として教示　した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、　所定の苦情申立期間に申立てられたものとみなす。

(4)苦情申立てを受理した場合の公示方法

要綱第六の六の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法につい　て」（平成１２年４月１日福島県政府調達苦情検討委員会委員長決定）により行う。

(5)調達機関の定義

調達機関とは、製品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、県の機　関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支　所及び出張所を含む。）及び県が単独で設立する地方独立行政法人とする。

(6)調達機関の長の定義

① 県の機関においては、知事とする。

ただし、財務規則等に基づき、知事よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権　限が委任されている場合には、当該支出負担行為権者を調達機関の長とみなす。

　 ②　地方独立行政法人においては、理事長とする。

(7)代理人についての承認の申請の方式等

1. 弁護士である代理人の権限を証明する要綱第六の八の８の書面（参考様式３）には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の住所を記載しなければならない。

② 弁護士以外の者を代理人とすることにつき要綱第六の八の６の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面（参考様式４）をもって行わなければならない。

③　②の書面には、代理人の権限を証明する書面を添付しなければならない。

(8)補佐人についての承認の申請の方式

要綱第六の八の１０の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係

その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面（参考様式５）をもって行わなければならない。

(9)利害関係を持つ者の定義

要綱第六の八の１７の「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調　達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係　を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10)苦情申立ての取下げ

①　要綱第六の九の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

②　委員会は、要綱第六の九の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11)関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、要綱第六の十の１の規定に基づく報告 書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12)商業上の秘密情報の定義

要綱第六の十の３の「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

４．検討の結果及び提案

要綱第七の一及び第七の二の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委　員会が別に定める。

５．苦情の受付及び処理状況の公表

要綱第九の規定に基づく公表は、「政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表方　法について」（平成１２年４月１日福島県知事決定）により行う。

**参考様式１**

　　　　　年　　　月　　 日

**政府調達苦情申立書**

福島県政府調達苦情検討委員会 御中

住所 〒

ふ　り　が　な

苦情申立人（注１）　　　　　　　　　　印

TEL

FAX

住所 〒

ふりがな

代理人（注２） 　　　　　　　　　　　 印

TEL

FAX

「政府調達に関する苦情の処理手続要綱」第六の一の規定により、下記のとおり、苦情を申し立てます。

記

１．苦情申立てに係る政府調達

入札公告番号 入札公告第 　　　　号（　　　　年　 　月 　　日付県報）

調達機関

調達物品・サービス

２．苦情の原因となった事実を知った日（注３）

３．苦情申立ての趣旨（注４）

４．苦情申立ての理由（注５）

５．苦情申立てに係る調達機関との協議の有無及びその内容（注６）

協議をした

協議内容

協議をしていない

６．苦情申立ての公表・公示等に当たっての匿名希望の有無（注７）

匿名を希望する

匿名を希望しない

注１：苦情申立人が法人の場合は、その住所及び氏名について、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。匿名による苦情申立ては受け付けません。

注２：代理人を選任する場合には、弁護士については「代理人（弁護士）選任届」（参考様式３）を添付し、その他の代理人については「代理人選任承認申請書」（参考様式４）を必ず添付してください。

注３：「政府調達に関する苦情の処理手続要綱」第六の一において、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等（※）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから十日以内に、委員会に書面により苦情の申立てを行うことができる。」と定められています。

※協定等･･･地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条に規定する二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束

注４：委員会に対して求める判断を記載してください。

注５：政府調達協定等の規定の違反について、どの条項に違反するかなど、苦情の理由を具体的に記載するとともに、立証を要する事実で重要なもの及び証拠がある場合には記載又は添付してください。

注６：「政府調達に関する苦情の処理手続要綱」第三の一 において、「供給者は、協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。」と定められています。

注７：苦情が申し立てられた場合、「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について」の規程により、苦情の受付及び処理の状況がとりまとめられ、苦情申立人の氏名等が公表されることとなっています。公表に当たっては、苦情申立人の氏名について、匿名とすることも可能です。

また、苦情申立てが委員会によって受理された場合、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」の規程により、苦情申立人の氏名等が公示されます。公示に当たっては、苦情申立人の氏名について、匿名とすることも可能です。

注８：苦情の申立てができる供給者については、「政府調達に関する苦情の処理手続要綱」第三の一及び「政府調達に関する苦情の処理手続要綱細則」１.(1)を参照してください。

注９：「現在事項全部証明書」を併せて提出してください。

**参考様式２**

**苦情処理手続参加申立書**

　　　　 年　　 月 　　日

福島県政府調達苦情検討委員会 御中

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参 加 申 立 人  （注１） | 住 所 | 〒 |
| ふ り が な  氏名又は名称  （注２） | 印 |
| TEL  FAX |  |
| 代 理 人（注３） | 住 所 | 〒 |
| ふ り が な  氏名又は名称  （注２） | 印 |
| TEL  FAX |  |
| 参加に係る苦情の受付番号 | | 号 |
| 参 加 の 趣 旨 | |  |
| 参 加 の 理 由 | |  |

（注１）苦情処理手続に参加することができる者については、「政府調達に関する苦情の処理手続要綱」第五の一を参照してください。

（注２）参加申立人が法人の場合は、その住所及び氏名について、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。匿名での参加申立ては受け付けません。

（注３）代理人を選任する場合には、弁護士については「代理人（弁護士）選任届」（参考様式３）を添付し、その他の代理人については「代理人選任承認申請書」（参考様式４）を必ず添付してください。

（注４）：「現在事項全部証明書」を併せて提出してください。

**参考様式３**

**代理人（弁護士）選任届**

　　 　　年 　　月　　 日

福島県政府調達苦情検討委員会 御中

住所及び氏名

下記の者を代理人に選任したので，「政府調達に関する苦情の処理手続要綱細則」３.(7)①の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | |
| 氏名 |  | |
| 所属弁護士会 |  | |
| 事　務　所 | 名称 | |
| 住所 | |
| TEL | FAX |
| 入札公告番号・県報登載日、調達物品・サービス(又は苦情の受付番号)及び委任する事項 |  | |

（注）法人の場合は，その住所及び氏名について，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

**参考様式４**

**代理人選任承認申請書**

　　　　 年　　 月　　 日

福島県政府調達苦情検討委員会 御中

住所及び氏名

下記の者を代理人に選任したいので、「政府調達に関する苦情の処理手続要綱細則」３.(7)②及び３.(7)③の規定により承認を求めます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住　　　　　　　　　　所 |  | |
| 氏　　　　　　　　　　名 |  | |
| 職　　　　　　　　　　業  （当事者との関係） |  | |
| 連　 　　　絡　　　　 先 | 住所 | |
| TLE | FAX |
| 代理人として適当であると  する理由 |  | |
| 入札公告番号・県報登載日、  調達物品・サービス（又は苦情の受付番号）、  及び委任する事項 |  | |

（注）法人の場合は、その住所及び氏名について、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

**参考様式５**

**補佐人出席承認申請書**

　　 　　年 　　月　　 日

福島県政府調達苦情検討委員会 御中

申請人住所及び氏名

下記の補佐人とともに出席したいので、「政府調達に関する苦情の処理手続要綱細則」３.(8)の規定により承認を求めます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　 所 |  |
| 氏　　　　　　 名 |  |
| 職　　　　　　　業 |  |
| 苦情の受付番号 | 号 |
| 当事者との関係 |  |
| 補佐人の出席を必要  とする理由 |  |

（注）法人の場合は、その住所及び氏名について、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。